

令和 3（2021）年度第 1 回多治見市男女共同参画推進審議会
議 事 要 旨

I．開催日時：令和 3（2021）年 5 月 19 日（水）14 時 57 分～16 時 42 分

II．場所：子ども情報センター 2 階 研修室

III．出席者（敬称略）

＜出席委員＞ 伊藤静香、鈴木亜紀子、岩下英治、唐木直美、河人宗寿、守屋ひと美、
山本真行、吉田淑恵、佐藤大介、土本雄司、長谷川邦代（11 名）

＜欠席委員＞加藤浩高、岡田海保、横山幸子（3 名）

＜事務局＞ 環境文化部長：若尾浩好、くらし人権課長：加藤直美
くらし人権課：鬼頭佳嗣、佐藤菜月

IV．内容

・はじめに

環境文化部長挨拶

委員自己紹介

事務局自己紹介

【議題】

- 1 令和 3 年度スケジュールについて
- 2 令和 3 年度市民意識調査について
- 3 第 8 期男女共同参画推進審議会における提言書（案）について
- 4 ジェンダーフリーガイドライン最終案について
- 5 その他
 - （1）令和 3 年度男女共同参画職員研修会の開催について（予定）
 - （2）情報提供
 - ①令和 2 年度男女共同参画職員研修会のアンケート結果について
 - ②資料提供
 - （3）第 2 回審議会の開催について

【資料】

資料 1：令和 3 年度多治見市男女共同参画推進審議会スケジュール（案）

資料 2：多治見市男女共同参画に関する市民意識調査票（案）

資料 3：「第 3 次たじみ男女共同参画プラン」に基づく第 8 期男女共同参画推進審議会からの提言（案）

資料 4：男女共同参画を進めるための発行物の表現等に関するガイドライン

資料 5：令和 2 年度男女共同参画職員研修会におけるアンケート結果について

冊子：第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

V. 議事要旨

・はじめに

事務局 定刻より少し時間が早いですが、これより令和3年度第1回多治見市男女共同参画推進審議会を開催します。

本審議会は、委員の過半数の出席をいただいております、多治見市男女共同参画推進審議会規則第5条第3項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、多治見市情報公開条例第23条により公開としますので、ご了承ください。

・会議及び議事録の公開、会議の録音について

本審議会の議事については、録音をさせていただき、議事録を作成します。各委員の確認後、発言者の公表はせず、ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いします。

はじめに、環境文化部長から挨拶を申し上げます。

(環境文化部長挨拶)

事務局 委員および事務局も順に自己紹介をお願いします。

(委員、事務局 順に自己紹介する。)

事務局 それではこれより会長に議事の進行をお願いいたします。

【議題】

1. 令和3年度スケジュールについて

会 長 さっそく議題に入りたいと思います。事務局から説明願います。

事務局 (資料1に基づき説明)

会 長 事務局からの説明に関して、質問はありますか？

(意見なし、了承)

2. 令和3年度市民意識調査について

会 長 事務局から説明願います。

事務局 (資料2に基づき説明)

会 長 前回の審議会およびメールでご意見を踏まえ、修正された案となっています。

前回課題となったのは、選択肢の数についてでしたが、事務局で精査していただきました。また、大きな変更は資料2の問6は答えやすく整理されています。

何かご意見・ご質問はありますか？

委員 2～3ページにかけて選択肢の番号の繰り上げの説明がありましたが、1ページのあなた自身について尋ねる項目で（E）および（F）が削除されるので、繰り上げになると思います。また、10ページの問20の選択肢の3および8を削除と説明がありましたが、同様に番号の繰り上げがあると思います。設問の1～8を1～6に修正、11ページの問23の設問が（1）～（10）となっていますが、選択肢の項目を追加したので、（1）～（12）に修正になると思います。

会長 ご指摘のあった箇所の訂正をお願いします。

委員 感想になるかもしれませんが、8ページの問13に対しての意見です。事務局から選択数をできる限り統一したと説明がありましたが、まず初めに感じたことは、選択肢がその他を除いて5つあり、「3つまでに○」だと結果が分散されてしまわないか懸念しています。個人的には選択数が2つになるとよいと思いました。

事務局 内部で検討した中で「3つに○」の設問でしたが、「3つまでに○」にすることで、有意な差が出てくると想定しています。

会長 前回の調査までは、必ず3つまで選択しないといけませんでした。が、「3つまでに○」にしたことで回答者が柔軟に対応できるという話でした。

前回の審議会に出席している方は、一度この調査に取り組んでほしいと話をしましたが、答えにくい設問などありましたか？

委員 12ページの問25に関して、「また、コロナ禍で影響を受けたことがありましたら、記入してください」という記載を追加していますが、何が聞きたいのか分かりづらかったです。単純に「収入が減った」と記載したとして、1ページの性別を尋ねる設問とクロス集計し、女性の収入が減っている割合について結果を求めるのか、「夫が自宅にいる機会が増え、イライラしていることが多く、夫におびえる日々が続いた」といった男女の視点の結果を求めるのかどういった意図で記載を追加しましたか？そうした結果を反映させる文言にしたらよいと思います。

事務局 市民意識調査が5年に1回となっています。そのタイミングでコロナ禍で影響を受けていることが多く、男女平等に関してどういったことを影響を受けているのか、男女の視点で何か記載してもらえたらという意図で記載しています。

委員 「男女の視点で」ということですね。自由な意見の記載があったとしても、1ページの性別の設問にある男女で分けして結果を求めるのであれば、このままの記載でよいと思います。しかし、男女平等の視点や男女共同参画で意見を求めるのであれば、文言を変えた方がよいと思います。

会 長 どんな文言にするとよいですか？

委 員 「また、男女平等に関してコロナ禍で影響を受けたことがありましたら、記入してください。」という記載はどうですか？

会 長 一度検討願います。

2 ページ (H) の共働きを尋ねる設問で「派遣・パートタイマー・アルバイトも含む」と記載されていますが、自分自身のことを尋ねている項目という理解でよいですか？夫が答える場合、妻が非正規かどうかを尋ねる設問だと感じました。「非正規も含む」注記として記載していると思います。共働きの形態として、稼ぎ主と補助的なパートタイマーということを知りたいのか、派遣だと非正規でフルタイムで働いている場合もあります。どのように尋ねると知りたい結果が分かるのかと思いました。

前回の資料を見ると、「パートタイマーを含む」と記載があるので、補助的な働き方の人もフルタイムでの働き方の人も含め、夫婦2人が働いているかを尋ねる設問だと思いました。そうした意図であれば、設問の聞き方を「共働きをしていますか。(正規、非正規を問わない)」という記載のしかたにするとよいかもしれません。

派遣を入れてしまうと、契約社員、嘱託社員、個人事業主はどうかといった問題が発生すると思います。多様な働き方となっている現在、かえって迷う人が出てくるかもしれません。

事務局 共働きかを尋ねるだけの設問なので、ご意見のあったように「正規、非正規を問わない」といった記載にするとよいと思いました。

会 長 私自身がこうした調査の際に、雇用形態に当てはまるものがないことが多いので、選択するのに困ることがあります。

女性の起業支援をしている委員、ご意見いかがですか？

委 員 今回知りたいのは夫婦2人または1人で働いているのかを尋ねる設問ですか？

女性だけが働き、男性が働いていない可能性もあります。例えば、「夫婦2人とも収入を得ていますか」という記載はいかがでしょうか？違った見方をすると、専業主婦が働いていないという認識をされると困るので、収入を得ているかどうかを尋ねる記載にしてはどうかと思いました。

会 長 共働きという文言は行政用語で使用されています。一研究者の中には、共働きというと、専業主婦の家事労働も働いているという見方もできますが、両方とも収入を得ている夫婦をあえて「共稼ぎ」ということもあります。

前回の調査時点では、「パートタイマーを含む」という記載だけでよかったのかもしれませんが、働き方の多様化により、派遣として働く方も増えているので、一度記載の仕方について検討願います。

事務局 記載の文言は事務局に一任でよろしいですか？現在決定できれば一番よいと思っています。

委員 みなさまからのご意見を踏まえ、パターンは3つ考えられると思います。1つ目は「夫婦で収入を得ている」、2つ目は、「男性のみ収入を得ている」、3つ目は、「女性のみ収入を得ている」といった3つが尋ねたいことだと思いますが、認識は合っていますか？

会長 考え方はそのとおりです。

委員 収入を得ているのが男性でも女性でもよいのですが、1人なのか2人なのかということだと思います。よい案になるかは分かりませんが、「既婚の方にお尋ねします。ご夫婦2人の中で、何人の方が収入を得ていますか。」とし、回答を「1. 1人、2. 2人」か「職業を持っていますか。」といった設問でもよいと思います。

委員 この調査票は1家庭に1部届きますか？そのことによって設問の尋ね方が変わってくるのではないかと思います。

事務局 男女別に無作為に1,000人を対象とし、個人に送付します。

委員 個人で受け取った人が回答するのであれば、雇用形態を問わず、共働きをしているいないを尋ねている設問だと思います。様々な働き方が存在するので、「派遣・パートタイマー・アルバイトを含む」の文言を削除し、聞きたいことを簡単に尋ねたら深読みせずに済むと思います。

会長 委員の意見のとおり修正した場合に、迷うことはありますか？

委員 妻は正社員として働いていますが、産休中や育休中の方はどのように答えたらよいですか？妻が現在その状況ですので、疑問に思いました。

会長 実際に回答をすることで、共働きを「している」と「していない」のどちらで回答をしますか？

委員 回答を迷いながら職はある状態なので、「している」に回答すると思います。

委員 確かに産休中、育休中の方は迷います。その後の設問に出てくる家事にかかる時間も変わってくると思います。職業を持っているかどうかを尋ねるなら、「共働きをしていますか。(産休・育休中の方も含む)」にしたらどうでしょうか？

会長 そのように記載すると、病休中の方はどうなのかという問題が出てきます。

委 員 「休職中も含む」にしたらどうですか？

会 長 「休職中も含む」の文言を入れてもよいかもしれません。育休中の方もいずれは職場復帰するという前提で給与はもらっていなくても働いているという認識になると思います。

委 員 そもそもどのような結果を想定しての設問ですか？時間の使い方のことであれば、家事に時間を割いているのか、収入や役割分担のことなのか意図は何ですか？

事務局 この設問はクロス集計していますが、問7と問10のワーク・ライフ・バランスの項目で統計しています。

会 長 おそらく内閣府男女共同参画白書でも出てきますが、共働き夫婦の男性の家事時間、育児時間をクロス集計しています。多治見市も同様に結果を集計していると思います。内閣府の調査では、女性が補助的な働き方かどうかは、集計していません。

委 員 内閣府の文言と揃えるのがよいと思います。

会 長 内閣府の設問の確認をお願いします。今回の設問は夫婦が働いているかいないかだけの質問です。パートタイマーは共働きで夫婦2人が働いていることを想定して含む文言が記載してあったのだと思います。

事務局 内閣府の設問を確認した上で、会長へ一度確認をし、みなさまに情報提供します。

会 長 内閣府の設問の文言を調べてもらい、より分かりやすい文言へ修正をお願いします。
問11の「勤めている方にお尋ねします。」にも「派遣・パートタイマー・アルバイトも含む」の文言も併せて揃えてください。

事務局 問11に加えて、問9も同様の文言があるので確認します。

委 員 問9、問11の設問は、無職の人は答えなくてよいですか？

事務局 答えなくて大丈夫です。

委 員 経営者の方は答えますか？

会 長 時代が変化してきて雇用された働き方だけではありません。

委 員 職場環境を与えられている方だけに尋ねる設問だと思いましたが、幅広く聞くのであれば、働いている方全員に尋ねたらよいと思います。

会 長 雇用関係になると、労働法上の適用となるので、使用者側は適用されません。

問 9 の勤めている方に尋ねている設問ですが、非正規雇用で育児休業が取れない場合の方もいると思います。「知っていたが取得できなかった」が選択肢にあるので、育児休業の制度があったが、非正規雇用が理由で取れなかった方もいると思います。「正規、非正規問わず派遣・パートタイマー・アルバイトも含む」といった説明書きにすると親切だと思います。

委 員 育児休業の権利はあるけれども、職場の雰囲気が理由で取れていないということを結果として求めたいのであれば、回答を詳細にする必要があると思います。そうでないのであれば、幅広く聞き、制度の該当ではないので取ることができなかったということであれば、「2. 知っているが取得できなかった」の選択肢のままでよいと思います。細かく分析するのであれば、1 ページの職業の設問とクロス集計すると結果が分析できると思います。

問 9 の設問の後に、「どうしてあなたは取得しなかったのですか。」という設問がないことから推測すると、取れなかった理由が職場環境や職場の雰囲気などの理由まで突き詰めるアンケートではないと思いました。問 9 の設問は制度の認知度について図りたいものだったのだと思うので、細かく考えず、すべての調査対象者に答えを求めたらよいと思いました。

会 長 設問に派遣を記載した理由は何ですか？

事務局 1 ページの (G) に職業を尋ねる設問があります。選択肢が「6. 派遣・パートタイマー・アルバイト」となっていたため、記載を追加しました。

会 長 (G) の設問の職業の選択肢に合わせて、(H)、問 9、問 11 への記載を追加したということですね。

委 員 設問の勤めている方の括弧書きの内容について検討していると思いますが、働いている方は、1 ページ (G) の 1 から 6 の選択肢に当てはまると思います。「10. その他」で「具体的に」と記載があり、1 から 6 以外の職業の方がいるかもしれません。設問の問 9、問 11 の括弧書きに「1 から 6 及び 10 の方」という記載にしたら、細かく記載する必要がなくなると思いました。

事務局 ページが前戻りすることで、アンケートとして複雑になると思います。

結果に影響がないかだけ確認し、修正します。

委 員 9 ページの問 16、問 17 で DV に関して「されたことがある」、「したことがある」方に尋ねていますが、選択肢を見ると、「されたことがある」方の立場の記載に見えてしまうと感じました。つまり、DV を「されたことがある」方だけに尋ねて分析する方がよいと思いました。

8 ページの大設問を見ると、「女性の人権」について尋ねていますが、全体的にDVの被害者が女性だという前提の記載の仕方だと感じました。「女性の人権」として包含しなくてもよいと思いました。

会 長 確かにDVの被害者は女性だけではないと言われていますが、大設問の書きぶりが「DV等」となっており、「女性の人権」について尋ねることを前提としています。

委 員 男女間の暴力に限定しなくてもよいと感じました。

会 長 私の私見になりますが、DVが男性から女性に対してだけではないことを重々承知していますが、DVは女性の人権問題になっています。まだ世の中にDVがある状況です。敢えて記載することでDVが女性の人権問題だということをアンケートを見る方にも認識してもらえと思いました。

委 員 委員の発言は、問 16、問 17 の選択肢が「されたことがある」方のための設問になっているように感じるというご意見だと思います。DVをしたことがある方がそもそも相談をするかどうかということだと思います。

委 員 暴力を振るう側が「これではいけない」と思い、苦しんでいるが制御できず、誰かのサポートが必要な場合や本人が相談したいと思っている場合も考えられるので、DVをしたことがある方にも尋ねてもよいと思いました。

委 員 例えば虐待に置き換えると、してしまった側もされた側も相談したいと思っていることはあると思いますので、DVをした方にもされた方にも尋ねてもよいと思いました。

委 員 委員のご意見に賛成です。調査は無作為に男性 500 人、女性 500 人に尋ねるので、DVしたことがある方が問 16、問 17 の設問に来た際に、普段DVをしている状況に気づき、相談しようと思っていなかったが、相談したいと気づかされることもあると思います。DVをした方された方も両方意見を聞く必要があると思いました。

会 長 共働きの設問についてのみ保留となります。8月に調査を実施しますが、次回第2回審議会の際には、完成し、発送が終わっている時期になりますか？

事務局 8月の中旬に調査票を発送します。

会 長 最終的な案を修正したものは、委員のみなさまにもお知らせいただけますか？

事務局 会長に確認し、了解得られましたら、委員のみなさまにも確認します。

会 長 完成した調査票を委員のみなさまに送ってもらえるということですね。送付前には、確認の連絡をもらえ、調整した後、委員のみなさまにも送られるということですね。会長の私に一任いただけますか？

(意見なし、了承)

3. 第8期男女共同参画推進審議会における提言書(案)について

会 長 第8期男女共同参画推進審議会における提言書(案)について、事務局から説明願います。

事務局 (資料3に基づき説明)

会 長 提言書が会長名となっておりますが、審議会として市長へ提言できるものになっております。今回は2点について、提言させていただくという事務局の案になります。

事務局からの説明でご質問・ご意見はありますか？

1 ページにジェンダー・ギャップ指数の記載がありますが、最新の数値が発表されていたと思いますので、修正願います。

委 員 提言書を丁寧に記載いただき、ありがとうございます。様々な審議会に出席し、提言もさせていただいていますが、他の審議会では、委員の方の出席が多く、情報提供もしています。今までの男女共同参画推進審議会の提言では、2名ほどで提言をし、写真も撮られずこそとと実施しているイメージがあるので、早めに委員のみなさまの日程を調整し、なるべく多くの委員が出席できるように配慮してほしいです。市の秘書広報課へもしっかりPRしてほしいです。

会 長 コロナ禍のご時世ですが、多くの委員の出席はいかがですか？

事務局 委員全員は難しいかもしれません。情報提供については、市の秘書広報課へ投げ込みします。

会 長 コロナ禍で市の方針もあるかと思いますが、可能であれば、委員が多く出席できるとよいと思います。難しいということであれば、代表者だけの可能性もあります。

事務局 提言の時期が現在の同様の状況であれば、会長、副会長にも出席してほしいです。状況によっては変更もありますので、その都度調整します。

委 員 2 ページの書きぶりについてですが、2 行目「市職員における職場環境の整備をお願いします。以下の取り組みについて、お願いします。」となっておりますが、「市職員における職場環境の整備など以下の取り組みについて、お願いします。」に変えるとスムーズだと

思います。また、「2.市の審議会等における政策・方針決定過程への女性委員の登用について」の文書にある「意見が市政に反映されるよう努めてください。以下の取り組みについて、お願いします。」を「意見が市政に反映し、以下の取り組みについて、お願いします。」の書きぶりに変えると分かりやすくなると思います。

会 長 他にご意見はありますか？

(意見なし)

4. ジェンダーフリーガイドライン最終案について

会 長 ジェンダーフリーガイドライン最終案について、前回の審議会で3月に改訂し、発行する方向性でしたが、事務局の庁内で調整が入り、いまだ発行ができていない状況です。それでは、事務局から説明願います。

事務局 (資料4に基づき説明)

会 長 審議会の中で前回ご意見のあったもの、庁内で修正のあったものをもとに前回の審議会の資料から修正が入っております。

ガイドラインのイラストはこれから入りますか？

事務局 これから入ります。

会 長 ご意見はありますか？提言時期までに発行をお願いします。意見はないようなので、議題を終了します。

5. その他

会 長 その他の事項について、事務局より説明願います。

事務局 (その他(1)、(2)、(3)について、次第、資料5、別冊に基づき説明)

会 長 6月23日の職員研修会について、審議会委員は出席できますか？

事務局 出席可能です。別途案内いたします。

会 長 資料5は、1月に開催された職員研修会のアンケートですが、多治見市の職場が男性中心なのか、女性中心なのか、男女平等なのかを統計したものになります。平成11年のジェンダーフリーガイドラインを作成する際にとったアンケートを再度取りましたが、職場の中が変わってきていることがよく分かると思います。市職員がこうした環境の中で仕事をしていることが分かりますので、確認してみてください。

第5次男女共同参画の基本計画は、男女共同参画社会基本法の中で、国は策定することが決められており、5年ごとに実行されています。地方自治体において都道府県は義務、地方の自治体については、努力義務になっています。多治見市も男女共同参画社会基本法に基づき、調査をし、プランという計画を策定しています。

日本の男女共同参画基本法は、平成11年から施行され、25年目になりますが、続けていくことが大切になります。

事務局からの説明に関して、ご質問はありますか？

(意見なし)

会 長 本日の議題は終了しましたので、事務局へ議題をお返しします。

事務局 これをもちまして、第1回男女共同参画推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(閉会)